様式第１（第１条関係）

構造改革特別区域計画認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名

構造改革特別区域法第４条第１項の規定及び同法附則第５条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について認定を申請します。

注　法第４条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第５条に規定する措置」の文字を、法附則第５条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第４条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

府令

○内閣府令第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）及び総合特別区域令（平成二十三年政令第二百四十三号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）及び国家戦略特別区域令（平成二十六年政令第九十九号）並びに地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）の規定に基づき、並びに地域再生法、総合特別区域法、国家戦略特別区域法及び地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律を実施するため、構造改革特別区域法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

構造改革特別区域法施行規則等の一部を改正する内閣府令

第一条　構造改革特別区域法施行規則（平成十五年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一（第一条関係）を次のように改める。